

宮医発第 1789 号  
令和 4 年 12 月 22 日

郡 市 医 師 会 長 殿

公益社団法人 宮 城 県 医 師 会  
会 長 佐 藤 和 宏  
(公 印 省 略)

介護保険関係通知文の送付について

本会活動の推進には、日頃より格段のご指導ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
今般、介護保険関係について、日本医師会より別添のとおり通知がありましたので、  
下記の通知文をご送付申し上げます。  
つきましては、貴会におかれましても本件についてご承知おきいただきますとともに、  
貴会会員へのご周知方について、ご高配賜われますようよろしくお願い申し上げます。

記

- (1) 令和 4 年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）への御協力依頼について（日医発第 1783 号：令和 4 年 12 月 14 日付）
- (2) 感染対策における業務継続計画（BCP）の策定のための「集団研修（オンライン研修）」に係る二次募集について  
（日医発第 1784 号：令和 4 年 12 月 14 日付）
- (3) 令和 4 年度における感染対策のための実地研修に係る三次募集について  
（日医発第 1822 号：令和 4 年 12 月 19 日付）

担当：総務部総務課 小野寺 Tel 022-227-1591 Fax022-266-1480
--

日医発第 1783 号(介護)

令和 4 年 12 月 14 日

都道府県医師会  
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
江 澤 和 彦  
(公印省略)

令和 4 年度介護事業実態調査(介護従事者処遇状況等調査)への御協力依頼について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和 4 年度介護事業実態調査(介護従事者処遇状況等調査)により多くの介護サービス施設・事業所のご協力をいただきたいとのことで、厚生労働省より本会宛に調査協力の依頼がありました。

厚生労働省では、介護サービス施設・事業所における介護従事者の処遇の状況並びに今般創設された介護職員処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算の影響等の評価を行うとともに、今後の処遇改善や介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的に「令和 4 年度介護事業実態調査(介護従事者処遇状況等調査)」を実施するとのことです。

調査客体は層化無作為に抽出され、また、調査実施時期は令和 4 年 12 月であり、厚生労働省から調査対象の各施設・事業所へ 12 月中旬をメドに郵送にて調査票(依頼文)が発送され、調査票が届かない施設・事業所におかれましては、今回の本調査への対象ではないとのことです。

現在、介護サービス施設・事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症への対応にご多忙のことを重々承知しております。当会といたしましては、介護従事者処遇状況の実情把握に資するものとして、今後の審議会等において活用される重要な調査であることから、現場で働く方々の負担とならない可能な範囲でご協力賜りたく考えております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

○令和 4 年度介護事業実態調査(介護従事者処遇状況等調査)へのご協力依頼について

(令和 4 年 12 月 8 日 老発 1208 第 1 号 厚生労働省老健局長 通知)

○令和 4 年度介護事業実態調査(介護従事者処遇状況等調査)の実施について

老発 1208 第 1 号  
令和 4 年 12 月 8 日

公益社団法人  
日本医師会 会長 殿

厚生労働省老健局長



令和 4 年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）へのご協力依頼について

介護保険制度の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。また、このたびの新型コロナウイルス感染症へのご対応等につきましても、深謝申し上げます。

今般、厚生労働省では、介護サービス施設・事業所を対象として、「令和 4 年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）」を実施することとしました。本調査の結果は、介護従事者の処遇の状況並びに今般創設された介護職員処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算の影響等の評価を行うとともに、今後の処遇改善や介護報酬改定等を検討するための基礎資料となる大変重要なものとなります。

つきましては、より多くの施設・事業所の皆様に御協力いただきたいと考えておりますので、本調査の趣旨をご理解いただき、貴団体より所属の施設・事業所に対し、調査への協力について周知するなど特段のご配慮をお願いいたします。

また、本調査に係る施設・事業所からのご質問等につきましては、下記の照会先までご連絡いただきますよう、併せて周知をお願いいたします。

\*調査対象の介護保険施設・事業所には 12 月中旬をメドに、郵送にて調査票(依頼文)を発送することとしておりますが、調査票が届かない施設・事業所におかれましては、今回の本調査への対象ではないためご回答の必要はございませんので予めご承知ください。

【本調査に関する照会先】

厚生労働省老健局老人保健課 介護事業実態調査事務局

電 話：0120-515-553（フリーダイヤル・通話無料）

受付時間：9：30～18：00（土日、祝日は除く）

※調査専用ホームページアドレス <https://r4-shogu.kaigo-survey.net/>

施設・事業所の方へのご案内：介護従事者処遇状況等調査へのご協力をお願いいたします。

介護従事者処遇状況等調査は、介護従事者の処遇の状況並びに今般創設された介護職員処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算の影響等の評価を行うとともに、今後の処遇改善や介護報酬改定等を検討するための基礎資料として、厚生労働省が実施する統計調査（統計法に基づく一般統計調査）です。

調査票が届いた施設・事業所におかれましては、本調査の重要性を十分にご理解いただき、調査へのご協力の程よろしくをお願いいたします。

なお、調査への回答に当たっては、インターネット（<https://r4-shogu.kaigo-survey.net/>）又は郵送でのご回答をお願いいたします。

Q&Aや記入要領は、  
スマホ・タブレット  
からもご覧いただけます。



【提出期限】：インターネットによる回答は**令和5年1月31日(火)**

紙での回答は**令和5年1月24日(火)**

※郵送はインターネットによる回答と比べ、締切が1週間早いのでご注意ください。

ご回答いただいた調査内容は、今後の処遇改善や介護報酬改定等の検討に活用



※ 統計法第41条により、ご回答いただいた調査報告の秘密は厳守され、行政上の経営管理や税務調査といった、統計以外の目的に使用することはありません。

# 令和4年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）の実施について

## 1 調査の目的

本調査は、介護従事者の処遇の状況及び介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬の改定のための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査時期及び公表時期

### (1) 調査時期

令和4年12月

### (2) 公表時期

社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会における結果の公表は、令和5年4月頃を予定。その後、介護給付費分科会に報告。

## 3 調査対象等

### (1) 調査対象

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、訪問介護事業所、通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む）、通所リハビリテーション事業所、特定施設入居者生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所並びに当該施設・事業所に在籍する介護従事者等

### (2) 抽出方法

層化無作為抽出法により抽出

### (3) 抽出率

別表参照

### (4) 調査項目

#### i 施設・事業所票

新型コロナウイルス感染症の影響、介護従事者の給与等の引上げの状況、介護職員処遇改善加算の届出状況、介護職員等特定処遇改善加算の届出状況、介護職員処遇改善支援補助金の届出等の状況、介護職員等ベースアップ等支援加算の届出等の状況 等

#### ii 従事者票

介護従事者の給与等の状況（基本給の額、手当の額、一時金の額等） 等

## 令和4年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）の抽出率について

	母集団数	施設・事業所票	従事者票										
			介護職員	訪問介護員	サービス提供者責任者	看護職員	生活相談員・支援相談員	PT・OT・ST又は機能訓練指導員	介護支援専門員	栄養士	調理員	事務職員	
介護老人福祉施設	約7,930	1/4	1/5	-	-	1/2	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/2
介護老人保健施設	約4,090	1/4	1/5	-	-	1/4	1/1	1/2	1/1	1/1	1/1	1/1	1/2
介護療養型医療施設	約280	1/4	1/2	-	-	1/4	-	1/2	1/1	1/1	1/1	1/1	1/2
介護医療院	約560	1/1	1/2	-	-	1/4	-	1/2	1/1	1/1	1/1	1/1	1/2
訪問介護	約29,580	1/20	-	1/4	1/1	-	-	-	-	-	-	-	1/1
通所介護 (地域密着型通所介護を含む)	約37,450	1/20	1/2	-	-	1/1	1/1	1/1	-	1/1	1/1	1/1	1/1
通所リハビリテーション	約7,160	1/5	1/2	-	-	1/1	-	1/1	-	1/1	1/1	1/1	1/1
特定施設入居者生活介護	約5,060	1/5	1/5	-	-	1/2	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/2
小規模多機能型居宅介護	約5,080	1/4	1/2	-	-	1/1	-	-	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1
認知症対応型共同生活介護	約13,040	1/10	1/2	-	-	1/1	-	-	1/1	-	-	-	1/1

※母集団数は「介護保険総合データベース」の施設・事業所数である。

日医発第 1784 号(介護)  
令和 4 年 12 月 14 日

都道府県医師会  
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
江澤 和彦  
(公印省略)

感染対策における業務継続計画（BCP）の策定のための  
「集団研修（オンライン研修）」に係る二次募集について

新型コロナウイルス感染症対応におきましてはご尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、厚生労働省は、介護サービス従事者における感染対策に関する研修について、サービスを提供する際に留意すべき感染防止策に係る研修教材の公開や、感染症の専門家を希望する施設等に派遣する「実地研修」に加え、オンラインによる「集団研修」として、感染対策や業務継続計画（BCP）の策定のための講義・グループワークによる研修会（一次募集）を実施しており、本会からも令和4年11月11日付（日医発第1602号）文書等にてご連絡しております。

今般、別添のとおり、当該集団研修（オンライン研修）の二次募集が実施されることになりましたので、情報提供させていただきます。

研修に係る申し込み方法等の実施要綱につきましては、添付事務連絡の別添をご参照ください。

介護サービス事業者においては、令和5年度末までに感染対策や業務継続計画（BCP）の策定が義務付けされており、今後の感染症流行に備えた、BCP策定を学ぶ機会として活用いただきたく、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

○介護保険最新情報 vol. 1116

感染対策における業務継続計画（BCP）の策定のための「集団研修（オンライン研修）」に係る二次募集について

(令 4. 12. 12 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課)

各都道府県介護保険担当課（室）  
各市町村介護保険担当課（室）  
各介護保険関係団体 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

感染対策における業務継続計画（BCP）  
の策定のための「集団研修（オンライン  
研修）」に係る二次募集について  
計5枚（本紙を除く）

Vol.1116

令和4年12月12日

厚生労働省老健局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願いいたします。】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3972)

FAX : 03-3595-3670



事務連絡  
令和4年12月12日

都道府県  
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課

感染対策における業務継続計画（BCP）の策定のための  
「集団研修（オンライン研修）」に係る二次募集について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日頃より多大なご尽力を  
いただいておりますことに、改めて御礼申し上げます。

介護サービス事業者における感染対策に関する研修については、「介護保険  
サービス従事者向けの感染対策に関する研修について」（令和2年11月9日付  
け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）等において、介護保険サ  
ービスに従事する職員がサービスを提供する際に留意すべき感染防止策に係る  
研修教材を公開するとともに、感染症の専門家を希望する施設等に派遣する  
「実地研修」を行うとともに、本年12月からは、オンラインによる「集団研修」  
を実施し、感染対策や業務継続計画（BCP）の策定のための講義・グループ  
ワークによる研修会（一次募集）を実施しているところです。

今般、当該研修会の二次募集を実施いたします。

詳細については別添のとおりですが、令和4年12月12日より、希望する介護  
サービス事業者の職員の募集を開始いたします。

介護サービス事業者においては、令和5年度末までに感染対策や業務継続計  
画（BCP）の策定が義務付けされており、今後の感染症流行に備えた、BC  
P策定を学ぶ機会として活用いただきたく、管内の関係団体及び施設等に対  
して周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村に対  
する周知をお願いいたします。

記

1. 集団研修について

○ 開催期間

令和5年1月18日（水）～令和5年2月7日（火）

○ 応募要件

管理者や感染対策教育担当者など、「業務継続計画（BCP）に係わる  
職員」及び感染症対策や業務継続計画（BCP）策定に関心がある職員

2. 備考

○目的、対象等の詳細は別添を参照してください。

○受付数に到達次第、募集を締め切ります。

以上

(問合せ先)

- 研修の申込・内容等について  
感染対策における業務継続計画策定のための研修事務局  
(株式会社日本能率協会総合研究所)  
TEL : 0120-304-603  
メールアドレス : k\_toiawase@jmar.co.jp
  
- 本事務連絡について  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
TEL : 03-5253-1111 (内線 3972)

## 感染対策における業務継続計画（BCP）の策定のための 「集団研修（オンライン研修）」に関する実施要綱

### 1. 目的

介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、感染症の流行や災害の発生時であっても継続的なサービスの提供が求められている。また、今般の新型コロナウイルス感染症の発生を受けて、介護サービス事業者においては、令和5年度末までに感染対策や業務継続計画（BCP）の策定が義務付けされたところである。

本研修は、感染対策における事業継続計画（BCP）を介護サービス事業者において策定を進めるために、事業継続計画（BCP）策定の専門家や有識者からの講義や、感染症の専門家（感染管理認定看護師及び感染症看護専門看護師等）が関わるグループワークによって、介護サービス事業者の状況に応じた感染対策のための業務継続計画（BCP）策定に向けた知識や実際の策定方法を学ぶ機会としてオンラインにて実施する。

本研修を受けた介護サービス事業者においては、研修で得た知見やグループワークで実践した内容に基づき、令和5年度末の期限に向けて事業継続計画（BCP）の策定に本格的に取り組むことを期待する。

### 2. 実施主体

厚生労働省（株式会社日本能率協会総合研究所へ委託）

### 3. 対象

管理者、感染対策教育担当者（以下「管理者等」という。）あるいは介護サービス事業者において事業継続計画（BCP）の策定を担う立場にある職員及び感染症対策における事業継続計画（BCP）の策定に関心のある職員

### 4. 内容と日程等

#### （1）内容

##### ①基調講演：「介護サービス事業所における感染予防について」

松本哲哉 氏 国際医療福祉大学 医学部 感染症学講座 主任教授  
国際医療福祉大学 成田病院 感染制御部 部長

##### ②講義1：「介護サービス事業所におけるBCP策定の基礎知識」

本田茂樹 氏 ミネルヴァベリタス株式会社 顧問  
信州大学 特任教授  
厚生労働省

「令和2年度 介護サービス類型に応じた業務継続計画（BCP）作成支援業務一式」 検討委員会 委員長  
（「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」「様式ツール」等を作成）

##### ③講義2：介護施設・事業所における事業継続計画（BCP）策定事例

（施設系／通所系／訪問系）

※参加事業所のサービス種別に応じて、施設系/通所系/訪問系のいずれかの事例を視聴する

④グループワーク

ファシリテーターである感染症の専門家（感染管理認定看護師及び感染症看護専門看護師等）の関わりのもと、ワークシートを用いて、介護サービス事業者に持ち帰って実際のBCP策定に資するための討議と実習を行う。

※必須参加

(2) 開催時間：13:30～17:30（最大4時間）／1開催あたり

(3) 開催日程：以下のとおり

< 2次募集 >

開催月	開催日			
1月	1月18日 (水)	1月19日 (木)	1月21日 (土)	1月22日 (日)
	1月23日 (月)	1月25日 (水)	1月27日 (金)	
2月	2月7日 (火)			

5. 応募方法と受付数

(1) 応募方法：応募専用サイトの申込フォームから申込み。

サイト → <https://jmar-llg.jp/r04kansen/>



※詳細は応募専用サイトの募集内容を参照すること。  
※開催日ごとの定員になり次第、申込受付は終了する。

(2) 受付数

各開催日ごとに、最大70名まで。

(3) 募集期間

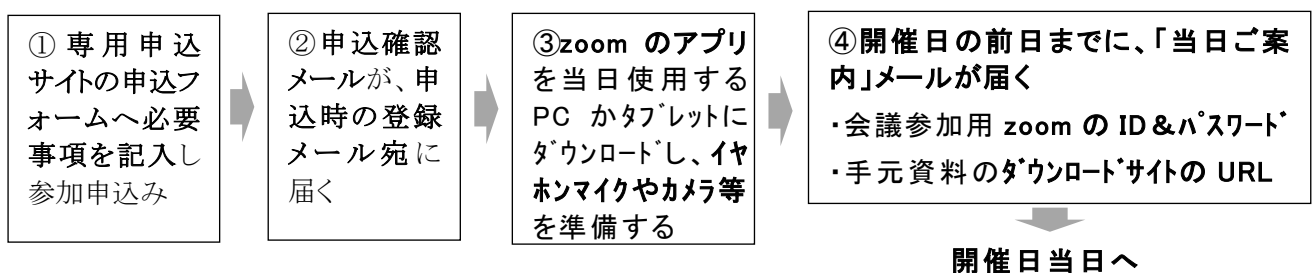
令和4年12月12日（月）～令和4年12月26日（月）

(4) 実施期間

令和5年1月18日（水）～令和5年2月7日（火）

6. 費用負担： なし

7. 参加申込から研修当日の参加までの流れ



## 8. 留意事項

- ・ 同一法人内から違うサービス種の事業所が複数応募する場合は、それぞれで参加登録を行い、当日の参加も、別の場所（別会議室等）から参加すること。
- ・ 同一介護サービス事業所の職員が複数名参加する場合、1台のデバイス（タブレットやPC等）で、複数名の参加聴講も可能とする。その際は、申込時に登録代表者と参加予定人数をあらかじめ登録すること。ただし、1事業所1申込とすること。
- ・ 応募内容に不備や誤りがある場合や、メール送信後1週間以内に返信がない場合は、事務局の判断により応募を取り消す場合がある。
- ・ 参加の際は、PCかタブレットを用意し、ZOOMミーティングが使用できるよう、事前にアプリのダウンロードなどの準備が必要となる。  
（具体的な方法は、申込専用サイトのガイドを参照）

## 9. 問い合わせ

感染対策における業務継続計画策定のための研修事務局  
（株式会社日本能率協会総合研究所）

○電話：0120-304-603

○E-mail：k\_toiawase@jmar.co.jp

以上

日医発第 1822 号(介護)  
令和 4 年 12 月 19 日

都道府県医師会  
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
江澤 和彦  
(公印省略)

#### 令和 4 年度における感染対策のための実地研修に係る三次募集について

新型コロナウイルス感染症対応におきましてはご尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、厚生労働省は、介護サービス従事者における感染対策に関する研修について、サービスを提供する際に留意すべき感染防止策に係る研修教材の公開や、感染症の専門家を希望する施設等に派遣する「実地研修」を行っており、本会からも、令和 4 年 11 月 11 日付（日医発第 1604 号）文書等にてご連絡申し上げてきたところです。

今般、別添のとおり令和 4 年度において感染症の専門家による実地での研修を希望する施設等について、三次募集が実施されることとなりましたので情報提供させていただきます。

研修に係る申し込み方法等の実施要綱につきましては、添付事務連絡の別添をご参照ください。

つきましては、今後の感染症流行に備え、感染防止策を学ぶ機会として活用いただきたく、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

#### 【添付資料】

○介護保険最新情報 vol. 1117

令和 4 年度における感染対策のための実地研修に係る三次募集について

(令 4. 12. 15 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課)

各都道府県介護保険担当課（室）  
各市町村介護保険担当課（室）  
各介護保険関係団体 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

令和4年度における感染対策のための  
実地研修に係る三次募集について

計8枚（本紙を除く）

Vol.1117

令和4年12月15日

厚生労働省老健局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願いいたします。】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3972)

FAX : 03-3595-3670

事務連絡  
令和4年12月15日

都道府県  
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課

令和4年度における感染対策のための実地研修に係る三次募集について

新型コロナウイルス感染症への対応について、日頃より多大なご尽力をいただいておりますことに、改めて御礼申し上げます。

介護保険サービスの提供に当たっては、「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について」（令和2年11月9日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）等において、介護保険サービスに従事する職員がサービスを提供する際に留意すべき感染防止策に係る研修教材を公開するとともに、感染症の専門家を希望する介護保険施設又は事業所（以下「施設等」という。）に派遣し、実地研修を行っているところです。

今般、別添のとおり令和4年度において感染症の専門家による実地研修を希望する施設等について、三次募集を実施いたします。

つきましては、今後の感染症流行に備え、感染防止策を学ぶ機会として活用いただきますよう、都道府県におかれましては、管内の関係団体、施設等及び市区町村に対する周知をお願いいたします。

記

#### 1. 実地研修について

##### ○ 募集期間

令和4年12月15日（木）～令和5年1月20日（金）

##### ○ 応募要件

管理者又は感染対策教育担当者が職員向け研修プログラムを全て受講済みであること。

※令和4年度感染対策のための実地研修

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage\\_25396.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_25396.html)

※上記受講すべき研修プログラムについては、「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修」を参照のこと。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/kansentaisaku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/kansentaisaku_00001.html)



## 2. 備考

- 目的、対象等の詳細は別添を参照してください。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、専門家とのマッチングが実施できず、研修が実施できない場合があります。
- 受付数に到達次第、募集を締め切ります。

以上

(問合せ先)

- 研修の申込・内容等について  
感染対策における業務継続計画策定のための研修事務局  
(株式会社日本能率協会総合研究所)  
T E L : 0120-304-603  
メールアドレス : k\_toiawase@jmar.co.jp  
※記録が残るよう、お問い合わせは出来るだけメールでお願いいたします。
- 本事務連絡について  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
T E L : 03-5253-1111 (内線 3972)

## 感染症対策のための実地研修に関する実施要綱

### 1. 目的

介護保険施設又は事業所（以下、「施設等」という）での新型コロナウイルス感染症の感染予防、拡大防止のため、介護保険サービスに従事する職員が標準感染予防策と感染症発生時の備えを理解し実施できるよう、感染症の専門家（感染管理認定看護師及び感染症看護専門看護師）を**施設等に派遣**し、当該施設等の個別性に応じた感染対策について指導・助言を行う。

なお、派遣する感染症の専門家は、可能な限り当該施設等の所在する都道府県内の感染症専門家とし、医療と介護の連携に向けた顔の見える関係構築を目指す。

実地研修を受けた施設等については、必要に応じて近隣地域の施設等とも研修で得た知見を共有することを期待する。

### 2. 実施主体

厚生労働省（株式会社日本能率協会総合研究所へ委託）

### 3. 対象

次の要件を満たす施設等

管理者又は感染対策教育担当者（以下、「管理者等」という）が「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修」（「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について」（令和2年11月9日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡））のうち、職員向け研修プログラムを全て受講済みであること。

なお、管理者等以外の職員については、申込時点で受講を完了していることは求めないが、実地研修内容を理解しやすいように、受講を完了しておくことが望ましい。

※上記受講すべき研修プログラムについては、「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修」を参照のこと。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/kansentaisaku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/kansentaisaku_00001.html)

※新規でユーザIDを取得する際は、通常翌営業日の取得となりますが、2～3日かかることもありますので、新規登録される方は余裕をもってご対応ください。

### 4. 内容と時間

#### (1) 内容

- ①当該施設等の感染対策状況に関する助言
- ②个人防护具の着脱方法（个人防护具は施設で用意すること。）  
※講師用の標準的な个人防护具は事務局から施設等に事前に送付する。
- ③感染疑い等が発生した場合の当該施設での対応方法（ゾーニング含む）
- ④その他、施設等のニーズに応じた内容

#### (2) 時間と項目

原則として 13:30～17:30（最大4時間）

- 施設等の感染対策の現状の把握、確認（施設等の建物内の巡回等）
  - 当該施設等の感染対策状況に関する助言・質疑応答（施設等で困っていること、確認したいことなど）
  - 个人防护具の着脱方法の実演、演習、指導等
  - 感染疑い等が発生した場合の当該施設等での対応方法（ゾーニング含む）（説明及び質疑応答、施設等内での実地アドバイス等）
- ※実施の順番等は、施設等と講師の状況に応じて柔軟に対応すること。

## 5. 応募方法と受付数

### (1) 応募方法

管理者・感染対策教育担当者向けのIDにて「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修」職員向け研修プログラムを受講し、受講後に入力が可能となる申し込みフォーム（申し込み（実地研修））から応募すること（具体的な方法は7. ③を参照）。

研修受講を希望する日（時間は原則として13:30～17:30）は、第1希望から第5希望まで必ず記入すること。

※受講希望日は、令和5年1月23日（月）～令和5年2月28日（火）までの期間のうち、希望する日程を記入すること。必ず第5希望まで記入すること。記入いただいた日のいづれになっても支障がないように調整すること。希望したい日程も、講師との調整ができなかった場合は、改めて、希望日を問い合わせる場合がある。

また、

ア 感染管理への取組状況としてマニュアルの作成状況

イ 利用している个人防护具

ウ 実地研修において、特に知りたいこと、学びたいことについても、記入すること。

※応募内容は、講師の方に共有する。実地研修の可否等については、応募後、二週間程度を目安に委託事業者から申し込み事業者に通知する。

### (2) 受付数

40事業所程度

### (3) 募集期間

令和4年12月15日（木）～令和5年1月20日（金）

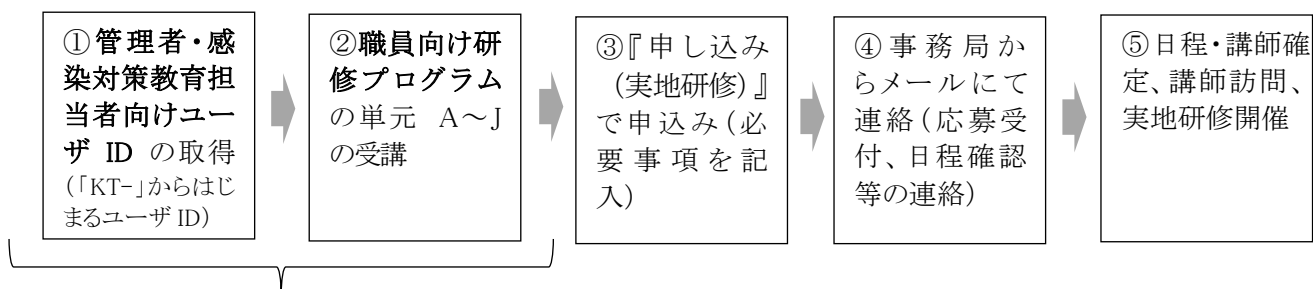
### (4) 実施期間

令和5年1月23日（月）～令和5年2月28日（火）

## 6. 費用負担

なし。ただし、研修で使用する個人防護具等は事業者で準備すること。

## 7. 申し込みから実地研修までの流れ



既に登録済、受講済みの方は再度行う必要はありません。

※新規でユーザ ID を取得する際は、通常翌営業日の取得となりますが、2~3日かかることもありますので、新規登録される方は余裕をもってご対応ください。

### 【感染症対策力向上のための研修教材配信サイト 操作マニュアル】

操作方法は以下のサイトをご確認ください。

<https://www.jmar-form.jp/idcm/ccam-mngman.pdf>

### ① 管理者・感染対策教育担当者向けユーザ ID の取得

IDを取得していない場合は、以下から登録してください。「実地研修」は、管理者・感染対策教育担当者向けのIDのみ応募できます（介護施設・事業所の職員向けのIDでは応募できません）。

<https://jmar-form.jp/entry/idcsregxp.php>

### ② 職員向け研修プログラムの受講

職員向け研修プログラムの単元A~J の受講のみで構いません。

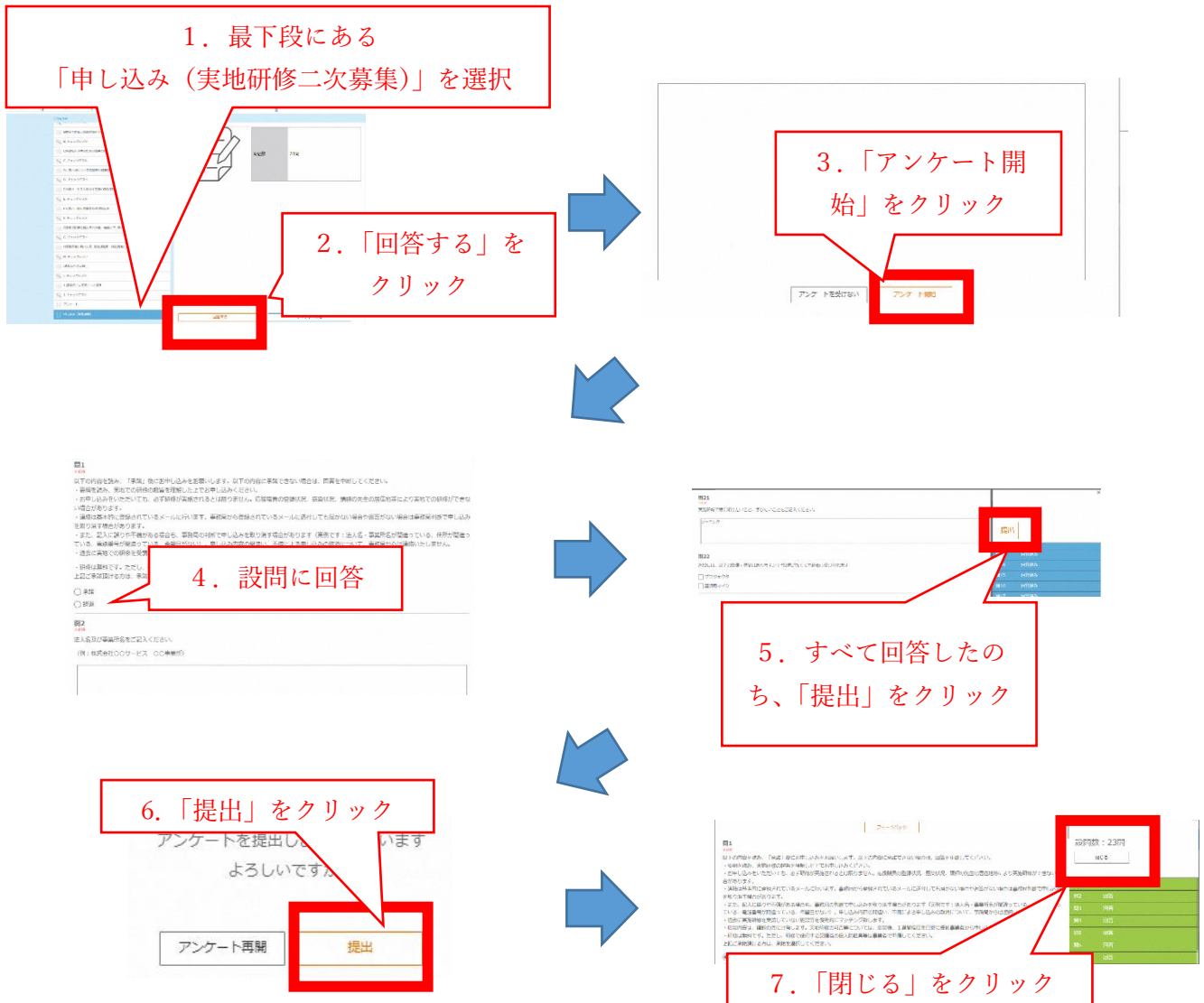
「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/kansentaisaku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/kansentaisaku_00001.html)

The image shows two screenshots of a web application interface. The left screenshot shows a menu with three main categories: 施設系 (Facility-related), 通所系 (Outpatient), and 訪問系 (Home visits). Under each category, there are sub-options for 職員向け (Staff-oriented). A red box highlights the 施設系 職員向け option, with a callout bubble containing the text "1. 該当するコースを選択" (Select the appropriate course). The right screenshot shows a list of specific training units (A through J) under the 施設系 職員向け category. A red box highlights the list, with a callout bubble containing the text "2. 単元 A~J までを受講" (Attend units A through J).

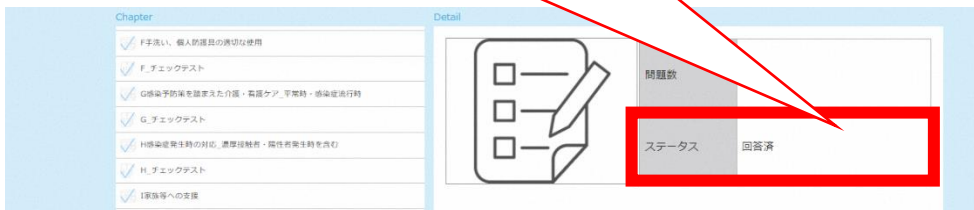
### ③申し込み

職員向け研修プログラムの単元A～Jまでを受講し終わると、「申し込み（実地研修）」に入力することができます。各設問に回答してください。



### ④確認方法

ステータスが「回答済」になっていれば応募が完了しています。  
「回答中」は応募が完了していません。



## 8. 留意事項

- ・ 実地研修の日程調整は、応募状況を踏まえつつ、施設等のサービス種別や所在地を勘案し、順次行う。応募多数の場合は実地研修を受けられない場合がある。
- ・ 施設等の所在地や応援職員を登録している施設等については優先的に実施する。
- ・ 申し込み時の実地研修の希望日は、いずれの希望日になっても受講できるようにしておくこと。希望日で、講師との日程調整ができなかった場合は、改めて希望日の提案を求めることがある。講師との日程調整が不調に終わった場合には、実地研修を受けられない場合がある。
- ・ 同一法人内からはサービス種別に関わらず1事業所のみが申し込み可能とする（実地研修を受ける事業所に、同一法人の他の事業所の職員が集まることは可能である）。なお、同一法人での重複が判明した場合は、1事業所を事務局にて選定することがある。
- ・ 過去に実地研修を受講した場合は、応募することはできない。
- ・ 派遣される専門家を、施設等が選ぶことはできない。
- ・ 本実地研修は、感染症の専門家を講師として各施設等に派遣するため、施設への立ち入り等を伴う。受講にあたり、研修参加者への事前の検温の実施、消毒等の徹底、研修中の密な状態の回避など、十分な感染症対策をお願いするものである。
- ・ 本実地研修は、施設等の状況に合わせて行うものであり、聴講型の研修とは異なる。研修がより実りあるものとなるよう、確認事項を事前に取りまとめる等の対応をお願いする。
- ・ 施設等に新型コロナウイルス感染症の陽性者、または疑い者が発生した場合は実施しない。このため、直前に中止となる場合がある。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、専門家とのマッチングが実施できず、研修が実施できない場合がある。
- ・ 応募内容に不備や誤りがある場合、メール送信後1週間以内に返信がない場合は、事務局の判断により応募を取り消す場合がある。

## 9. 問い合わせ

感染症対策のための実地研修事務局（株式会社日本能率協会総合研究所）

○メールアドレス : [k\\_toiawase@jmar.co.jp](mailto:k_toiawase@jmar.co.jp)

○電話 : 0120-304-603

※記録が残るよう、お問い合わせは出来るだけメールでお願いいたします。

## 10. 「感染症対策のための実地研修」の申し込みについて

### (1) 申し込み方法

7.に記載されている方法にて申込みを実施。（記入項目は（2）を参照のこと）

### (2)『申し込み（実地研修）』に記入いただく事項

下記のすべての項目について、記入すること。なお、①～⑪に加え登録されているメールアドレスは、研修実施前に講師に共有する。

- ①法人、事業者名（必ず法人名を記載）
- ②所在地（講師が訪問する住所）
- ③サービス種別（申し込みを行う施設・事業所の介護保険サービス種別）
- ④応援職員の登録の有無と登録人数
- ⑤希望日（必ず第5希望まで記入のこと）
  - ・令和4年1月23日（月）～令和5年2月28日（火）までの期間のうち、希望する日程を記入すること。必ず第5希望まで記入すること。記入した日のいずれになっても支障がないように、あらかじめ調整すること。
  - ・希望したいずれの日程も、講師との調整ができなかった場合は、改めて、希望日を問い合わせる場合がある。
- ⑥連絡先
  - ・役職、氏名、電話（連絡は原則、登録されているメールアドレスに行う）
- ⑦最寄りの公共交通機関、最寄りの交通機関から徒歩による所要時間
- ⑧同一都道府県在住・在勤講師以外の訪問の可否
- ⑨感染管理への取組状況としてマニュアルの作成状況
- ⑩利用している个人防护具の種類等（研修時に準備する予定の个人防护具（例：マスク、フェイスシールド、エプロン、ガウン 等））
- ⑪実地研修において、特に知りたいこと、学びたいことについて

### (3) 申し込みにあたっての留意事項

実施要綱をよく読み、承諾したうえで、申し込むこと。